

# 戦中期・丸山眞男における「自由」と「デモクラシー」(3)

—その「デモクラシー」観—

井 口 吉 男<sup>†</sup>

“Liberty” and “Democracy” of Maruyama Masao  
During the Sino-Japanese and Pacific War (1937–1945) (3):  
His View of “Democracy”

IGUCHI Yoshio

## Abstract

The aim of this article is to investigate the view held by Maruyama Masao on “Democracy” during his youth and experience of wartime Japan. For Maruyama, the notion of “Democracy” is closely connected with that of “Nationalism”.

I demonstrated this connection and then considered the relation between “National Democracy” and “Liberty” in Maruyama’s thinking. The latter I have argued in my previous article.

キーワード：丸山眞男，デモクラシー，「主体」形成，ナショナリズム

Keywords: MARUYAMA Masao, democracy, formation of “subject”, nationalism

本論文は、戦中期・丸山眞男の「自由」と「デモクラシー」についての考察を目的とするものである。前々稿「戦中期・丸山眞男における『自由』と『デモクラシー』(1)——その『近代』評価の転換を中心に——」においては、論文「国家の概念」(1936

---

<sup>†</sup>大阪産業大学 全学教育機構 非常勤講師

草稿提出日 3月1日

最終原稿提出日 4月30日

年)では「近代」について否定的に評価していた丸山が1940年代になると肯定的な評価に転じたことを論証した。筆者がこの作業を行ったのは、「自由」と「デモクラシー」の両概念が近代社会の成立と密接に関連していると考えてのことである。

さらに前稿「戦中期・丸山眞男における『自由』と『デモクラシー』(2)——その『自由』観——」では、筆者のほうで自由を「消極的自由」、「内面的自由」、「積極的自由」の3つに分類した上で、それぞれの「自由」について丸山がどのように理解していたのか検討した。

### 3 「デモクラシー」観

#### (1) 「主体」の形成とデモクラシー

本稿「戦中期・丸山眞男の『自由』と『デモクラシー』(3)——その『デモクラシー』観——」ではまず、戦中期の丸山眞男の「デモクラシー」観について考察していく。彼がこのテーマについて論じるようになるのは、1940年代に入ってからである。丸山は当時、民主主義について、「国民一般に政治に対する主動的地位を容認する立場<sup>1)</sup>」と定義している。民主主義は、国民一人ひとりのうちに自分たちこそ政治の主体であるという意識が育まれることによって開花する。したがって、当時の丸山におけるデモクラシー観を検討するにあたっては、その「主体」形成を中心に論を進めていくことにする。これについて丸山が論じているのは主として、論文「近世日本政治思想における『自然』と『作為』」(1941年)(以下、「自然と作為」と略記)である。

その概要を以下で紹介することにする。近世日本の思想界において中心的な地位を占めていたのは、朱子学であった。その特徴は、「自然法則」と「社会秩序」とを連続的に解釈したことであった。朱子学においては、人間社会における秩序は、宇宙を貫いている自然の法則から導き出されるものであった。そこでは政治的・社会的秩序は、天や大地や山河といった自然が不可変のものであるのと同じように、運命として与えられた自然必然的な所与であった。したがってそこからは、政治秩序を変革するという観念が生まれる余地はなかった。むしろそれは、封建社会を正当化するイデオロギーとしての役割を果たすことになった。

しかしやがて、貨幣経済や商業資本が急激に発展し、封建体制は動揺していくことになる。こうなるともはや、「勃興期乃至安定期に照応した思想体系である」朱子学は、封建的支配関係を正当化するイデオロギーとしての役割を果たすことができなくなってきた。

1)「清原貞雄『日本思想史 近世国民の精神生活』上』『集』第2巻 215頁。

その結果、朱子学に代わる、「封建社会の依って立つ根本規範の新たな基礎づけ<sup>2)</sup>」が求められることになった。

その役割を引き受けたのが荻生徂徠である。しかしながら丸山によれば、主観的には封建社会を擁護しようと意図する徂徠の思惟様式のなかに、封建社会を突き崩すモメントが内包されていた。

徂徠は朱子学において連続的に把握されていた「自然法則」と「社会秩序」とを分離した。朱子学のように「自然界の範疇を社会関係にもち込むことは明白に拒否<sup>3)</sup>」したのである。徂徠によれば、政治社会の秩序は自然的所与のものとして存在するのではなく、「作為」によって生み出されるものであった。

ここで問題になってくるのは、それを「作為」する主体は誰か、「秩序の平衡を取戻し、社会的安定を回復させる<sup>4)</sup>」主体は誰かということである。これに対する徂徠の答えは、「先王」あるいは「聖人」であった。この場合、なによりも念頭に置かれていたのは、「唐虞三代の先王」であった。また日本における歴史的事例としては徳川将軍であり、徂徠と同時代の人物では徳川吉宗であった。このように徂徠においては作為の主体は、「特定の人格に限定されて」いた。そしてこの「特定の人格」は、「無秩序から秩序をつくり出す者としての地位<sup>5)</sup>」を与えられ、絶対者にまで高められたのである。

秩序を作為する主体を「先王」や「聖人」に限定したことは、「大多数の人間には、秩序に対する主体的能動性が与えられぬ<sup>6)</sup>」ことを意味した。そこでは彼らにとっては、現実の政治的・社会的秩序は「運命的な所与」でしかありえなかった。このようななかからデモクラシーの観念が誕生するはずはなかった。

そうではあっても、徂徠のこの思惟様式のなかに、デモクラシーへの契機が内在していた。先述のように、封建社会の擁護者であった徂徠は現存の身分的秩序を絶対化することを企図していた。もっともその根拠は、身分的秩序が絶対的存在である「聖人」の手によって作られたものであるからであって、朱子学のようにそれが自然必然的に不可変なものであるからではなかった。このことは、社会秩序は時と場合によっては人間の手で改変しうることを意味するものであった。「人間の作為しうるものはまた人間の破壊しうるも

---

2) 「自然と作為」『集』第2巻28頁。

3) 同上20頁。

4) 同上19頁。

5) 同上23頁。

6) 同上108頁。

の<sup>7)</sup>」である。そして、「秩序に対する主体性の自覚」が「先王」や「聖人」といった特定的人格からその社会のメンバー全員に広がっていったとき、丸山の表現でいえば、「自由意思の主体としての人間が社会秩序を作為するという構成がすべての個人について認められる<sup>8)</sup>」ようになったとき、デモクラシーが起動することになる。そこでは、これまで社会秩序を運命として受け止めていた人間は、「それらの秩序の成立と改廃が彼の思惟と意思に依存している事を意識」するようになる。もっとも日本においては、この機会は明治維新を待たねばならなかった。

以上、論文「自然と作為」(1941年)における「主体」形成についてみてきた。丸山がいうには、政治秩序を作為する主体が特定的人格からその社会の構成メンバーすべてに広がることによって始めて、デモクラシーが起動することになる。

## (2) 「国民主義」(ナショナリズム)の進展

次に丸山における「国民主義」(ナショナリズム)について検討していくことにする。丸山においては、デモクラシーとナショナリズムとは密接に関連していた。ここでは論文「国民主義の『前期的』形成」(以下、「前期的」と略記)(1944年)を中心に考察していく。

丸山は論文「前期的」において「国民主義」を、「国民的統一と国家的独立の主張」と定義している。「国民主義」は、「人間が一定の土地に代々定着していたことによって自然にその土地乃至風俗に対して懐くに至った愛着の念<sup>9)</sup>」である本能的な郷土愛を克服することによって形成されるものである。郷土愛を克服して「国民主義」が形成される契機となったのが、外国勢力の登場であった。

丸山は最初に、徳川封建制下の社会状況について考察することから始める。丸山によれば、このような社会状況こそが「国民主義」の形成を妨げていたのである。これについて丸山は2つあげている。

第一は、民衆の「政治的受動性」である。まず農民についていえば、彼らは「もっぱら貢租を納める為の存在」とされていた。彼らは、国家社会の運命に関心をもつことも、その責任を分担することもなかった。貢租にしても彼らにとっては、いわば「止むなき災厄」であり、政治的義務感からそれを納めたわけではなかった。「政治的秩序はどこまでも彼等の外部から彼等に対して与えられる<sup>10)</sup>」ものであり、彼らが秩序に服従するのはそれへ

7) 同上 53頁。

8) 同上 42頁。

9) 「前期的」『集』第2巻 228頁。

10) 同上 232頁。

の「内面的自覚」からではなかった。

次に商人についてであるが、彼らは「一切の公共的義務意識を持たずひたすらに個人的営利を追求するいわば倫理的な存在<sup>11)</sup>」とされていた。そのために彼らは、「私欲の満足のためには一切が許容されているという賤民根性に身を委ねた」。

このような状況のもと彼ら農民や商人をはじめ一般庶民は、「もっぱら政治的統制の客体として所与の秩序に受動的に『由らしめ』られていた<sup>12)</sup>」。したがって彼らの間では、「政治的秩序を自らのものとして積極的に担う自覚的な意思は全く見出されなかった」。ここからは、「国民的責任意識」が生み出されることはありえなかった。

第二は、当時に特有の「セクショナリズム」であった。丸山はこれについて、「武士階級及至庶民階級の夫々内部に於ける階層的な身分的区別とその固定性<sup>13)</sup>」と記している。また福沢諭吉の表現を借りれば、当時、「日本国中幾千万の人類は各幾千万個の箱の中に閉され又幾千万個の墻壁に隔てらるるが如」(『文明論之概略』巻之五)き光景を呈していた。ここから、「国内相互の不信と猜疑」が生み出されることになった。これは、徳川幕府による分断支配が有効に機能することに寄与した。このような状況下では、「国民的統一意識」が形成されることは困難であった。

しかしながら、こうしたなかにあってもナショナリズムの形成のための「地均らし」は着々と進行していた。その契機となったのが外国勢力の来航である。丸山はこれについて3つの段階に分けて検討している。すなわち、第一段階は「海防論」であり、第二段階は「富国強兵論」であり、第三段階は「尊王攘夷論」である。

まず海防論であるが、たとえば、大原左金吾は『北地危言』において、対外的防衛については、「都下に口を糊する者、山中に身を隠すもの」より人材を抜擢することを提言している。丸山はこの海防論のなかに、「対外的国家防衛の要請がやがて縦に身分的隔離、横に地方的割拠を乗越えて進まざるをえなくなる事態が端初的な形態に於て示されている<sup>14)</sup>」ことを指摘している。ここに「身分」や「地域」を越えた「国民」の登場を垣間見ることができる。

続いて、国際的脅威の排除のためにはまずその前提として国内の経済的安定をはかり、これを通じて国防を充実させようとする思想的潮流が登場する。これが富国強兵論である。ここでは政治力の集中が必要とされ、中央集権的絶対主義的色彩を帯びた国家体制の

---

11) 同上 233頁。

12) 同上

13) 同上 234頁。

14) 同上 246-247頁。

構想が成熟してくることになる。丸山が富国強兵論の代表的思想家として取り上げるのが、本多利明と佐藤信淵である。丸山は、彼らの議論の根底には「大日本国」（利明）や「皇国」（信淵）といった観念が流れており、彼らの関心が藩のレベルを越えてナショナルなものにまで高まっていることをみてとっている。また丸山はこの両者のなかに、「一方に於ける『国君』乃至君主と他方に於ける『万民』とに中間権力を分解せんとする傾向<sup>15)</sup>」が現れていることを指摘する。こうして徳川時代末期の日本において、君主（天皇）を中心に据えた万民参加型の国民主義（ナショナリズム）の萌芽が生まれてくる。

国民主義の形成がさらに進展するのは、尊王攘夷論においてである。丸山はこの尊攘論を2つに分ける。すなわち、諸侯的尊攘論（水戸学的尊攘論）と「激派」尊攘論とである。前者を代表するものは、藤田幽谷・東湖父子である。もっとも彼らにおいては皇室が国の中心に位置づけられてはいるものの、それは皇室が「封建制の階層的君臣関係の最上位」に存在するという理解にとどまるものであった。そこでは、「自己の直隸する君主に服従することが即ち尊皇の具体的実践にほかなら<sup>16)</sup>」なかった。その趣旨はあくまで「上下のヒエラルヒッシュな秩序を維持すること」であり、「『一君』に対して『万民』が直接平等に忠誠を捧げる」ことを意味するものではなかった。このような点では、この理念は先にみた富国強兵論よりも後退しているといえよう。

この諸侯的尊攘論に対立する形で登場してきたのが「激派」尊攘論である。その代表格は吉田松陰である。ペリーの浦賀来航を目の当たりにした彼の課題は、「封建的＝地方的な割拠根性を打破して、対外的重大危機（中略）に対する防衛を天朝への挙国的な義務たらしめること<sup>17)</sup>」であった。彼は当初は、「水戸学的な尊皇敬幕論から一步も出でなかった」が、やがて倒幕論に転じ、さらに安政の大獄をきっかけとして倒幕の担い手を、これまで期待を寄せていた反幕府的諸侯から「草莽の志士」や「天下の浪人」に転換するのである。こうして松陰は、国の独立の担い手はもはや幕府や諸侯などの封建的支配層のうちには見出しえないと結論づけるに至った。もっとも、松陰は「世界の一変」についての具体的な構想を抱いていたわけではなかった。丸山の表現を用いれば、ただ「来るべき一君万民への方向を漠然と予感<sup>18)</sup>」するにとどまっていた。

丸山は以上のように、徳川封建制のもとにあってもナショナリズム形成の準備が着々と進行していたことを、段階を追って論じている。

15) 同上 250頁。

16) 同上 258頁。

17) 同上 259頁。

18) 同上 263頁。

### (3) デモクラシーと「国民主義」(ナショナリズム)

#### ①国民主義(ナショナリズム)の2つのモメント

丸山は論文「前期的」(1944年)の終わりの部分で、これまで論じてきたことの総括を行っている。

丸山によれば、幕末の「国民主義」は、2つの方向をとって現われた。すなわち、政治力の「集中化」・「国家的凝集」と、その「拡大化」・「国民的滲透」とである。それは尊王攘夷論として結実した。そこには、人々が最終的に帰属すべき対象を天皇に求めるという「集中化」と、その社会的担い手を封建的支配者からより広範な社会層(「草莽の志士」や「天下の浪人」)へ広げようとする「拡大化」の両契機が包含されていた。

丸山は問う。この2つの契機は、「軽重なき均衡の上に発展したであろうか」。答えは否である。「終始圧倒的な役割を与えられたのは容易に見らるる如く政治的集中の契機であった」。「他方、政治的関心を益々広き社会層へ滲透せしめ、それによって、国民を従前の国家的秩序に対する責任なき受動的依存状態から脱却せしめてその総力を政治的に動員するという課題は、漠然たる方向としては最初から前の問題(「集中化」を指す：筆者)と不可分に提起されながら、前者(同じく「集中化」を指す：筆者)の動向に喘ぎ喘ぎ追隨するのみで、そのテンポは著しく遅れがちであった<sup>19)</sup>。そして、「『拡大』契機のこうした虚弱性は封建的『中間勢力』の強靱な存続を許すことによって、また却ってその『集中』契機をも不徹底ならしめたのである」。このように丸山は、幕末日本における「国民主義」の進展がそこに内在している2つの契機のうちの「集中化」の優位のもとで進められ、もう1つの「デモクラシー」の契機は虚弱であったこと、それによって「集中化」も不徹底に終わったことを強調する。丸山によれば、真の「国民主義」の誕生は明治維新を待たねばならなかった。明治維新こそが、「一君万民の理念によって、国民と国家的政治秩序との間に介在せる障害を除去して国民主義進展の軌道を打ち開いた画期的な変革<sup>20)</sup>」だったのである。このような理由により、丸山は幕末の「国民主義」を「前期的国民主義」と呼んだのである。

以上の丸山の「前期的国民主義」の検討を通して、当時の彼が「集中化」と「拡大化」(デモクラシー)とが均衡を保ちながら展開されるナショナリズムを理想型として頭に描いていたことが読みとれる。丸山においては、ナショナリズムとデモクラシーとは密接に結びついていたのである。そしてその場合、「集中」・「集権」の中心に据えられたのは、天皇であった。丸山は、封建的中间勢力を駆逐しつつ、人々が地域や身分を越えて天皇の

19) 同上 265頁。

20) 同上 244頁。

下に結集して推進されるデモクラシーをそのあるべき像として描いていたといえよう。戦後、丸山は戦中期の自身の国民観について、「もっと天皇と一体化したような国民という考え方でした<sup>21)</sup>」と述懐している。筆者はこのような戦中期・丸山のデモクラシー観を、「一君万民」型・集権的・ナショナル・デモクラシーと命名することにする。

ナショナリズムとデモクラシーとの結合の意義を強調する丸山のこのような視点は、戦後になっても継承されている。戦後2年を経た1947年に著した論文「陸羯南——人と思想」において丸山は、「長きにわたるウルトラ・ナショナリズムの支配を脱した現在こそ、正しい意味でのナショナリズム、正しい国民主義運動が民主主義革命と結合しなければならない<sup>22)</sup>」と主張するのである。

## ②「主体」の拡大とナショナリズム

先に「主体」の形成についてみてきた。ここでいう「主体」とは、秩序や規範を「作為」する主体のことを指す。丸山によれば、このような「主体」を強調したのは徂徠であった。ただし徂徠の場合は、この「主体」は特定的人格に限定されていた。

このような「主体」の限定性が解除され、これがすべての人々にまで拡大されることに大きな役割を果たしたのが、ナショナリズムであった。ナショナリズムが媒介作用を果たすことによって、自分たちが社会形成の主体であるという意識が国民全体に広がっていくことになった。丸山にあっては、ナショナリズムとデモクラシー(作為主体の一般民衆への拡大)とは密接に結びついていた。この結合を通して、「自由意思の主体としての人間が社会秩序を作為するという構成がすべての個人について認められる<sup>23)</sup>」ことになったのである。

論文「自然と作為」(1941年)で強調されているのは、幕藩体制の下では作為の「主体」が特定的人格に限定され一般の庶民にまで広がることはなかったということである。また論文「前期的」(1944年)においては、幕末における「国民主義」(ナショナリズム)の進展に際しては「集中化」と「拡大化」(デモクラシー)の契機の2つの契機のうち前者の優位のもとに展開され、後者の契機は虚弱であったという議論が展開されている。この両方の主張は密接に関連しているといえる。そして丸山によれば、ナショナリズムを媒介として「主体」の限定性が解除され、すべての人を政治主体とするデモクラシーへの道が開かれるためには明治維新を待たなければならなかったのである。

21) 『丸山眞男 回顧談 上』204頁。

22) 「陸羯南——人と思想」『集』第3巻105頁。

23) 「自然と作為」『集』第2巻42頁。



#### 4. 「内面的自由」・「積極的自由」とナショナル・デモクラシー

前稿「戦中期・丸山眞男の『自由』と『デモクラシー』(2)——その『自由』観——」においては、筆者のほうで「自由」を、「消極的自由」、「内面的自由」、「積極的自由」の3つに分け、戦中期の丸山がこれらの「自由」についてどのように理解していたか検討した。自由を「消極的自由」と「積極的自由」とに分類したのは思想史家のアイザイア・バーリンであるが、前稿ではこれに「内面的自由」を加えて、当時の丸山の自由観について考察した。以下では、丸山においてこれらの「自由」とナショナル・デモクラシーとがどのように関連していたのか検討することにする。

##### (1) 「内面的自由」とナショナル・デモクラシー

まず、「内面的自由」とナショナル・デモクラシーとがどうリンクしていたのか検討することにする。

前稿において筆者は、丸山における「内面的自由」とは、「外的状況に左右されない内面世界の自律」であり、それは「超歴史的なものへの帰依」や「普遍的価値へのコミットメント」を通して確保されるものであったと論じた。しかし、論文「福沢に於ける秩序と人間」(1943年)(以下、「秩序と人間」と略記)においては、丸山は「内面的」という言葉をナショナルなものに絡めて用いている。

丸山はこの論文のなかで、福沢諭吉が「国家を個人の内面的自由に媒介せしめたこと」を強調する。この「内面的」とは反対の意味で丸山が用いるのが、「外部的」という言葉である。丸山によれば近代以前の身分制社会においては、人々にとって政治的・社会的秩序は、いわば「一つの社会的環境」ととどまっていた。そこでは人々は政治を、「自己の生活にとって何か外部的なるものとして」受け取っていた。政治秩序は自然環境と同様に、人間の外部にあって変更することのできないものであった。このもとで人々は、「政治的統制の単なる客体として所与の秩序にひたすら『由らしめ』られて<sup>24)</sup>いたのである。「庶民はそこでなんら能動的地位を認められていない」のであり、彼らは「政治的秩序に対して単なる受動的服従以上のことを知らなかった」のである。けれども、近代国家の進展において要請されたのは、国民大衆が政治秩序を「外部的なもの」として受け取ることから脱却し、政治秩序への参加意識をその内面に獲得することであった。それは、「国民一人々々が国家をまさに己のものとして身近に感触し、国家の動向をば自己自身の運命として意識<sup>25)</sup>」することであった。このように丸山が「秩序と人間」(1944年)において提

24) 「秩序と人間」『集』第2巻 220頁。

25) 同上

示す「内面的自由」とは、個人の内面における「ナショナリズム」の覚醒を意味するものであり、普遍的価値と結合したものではなかった。けれども丸山は、このナショナルな「内面的自由」のなかに、外部的な「現実」を不可変的なものとして受け取るこれまでのあり方を克服し、「政治秩序を自らのものとして積極的に担う」（デモクラシー）ための基軸を見出していた。このように当時の丸山においては、「内面的自由」とナショナル・デモクラシーとは密接に結びついていたのである。

## (2) 「積極的自由」とナショナル・デモクラシー

次に、「積極的自由」とナショナル・デモクラシーの連関についてみていくことにする。まずバーリンが「積極的自由」について述べていることを再度紹介しよう。すなわち、それは以下の通りである。

『『自由』という言葉の『積極的な』意味は、自分自身の主人でありたいという個人の側の願望からくるものである。わたくしは自分の生活やさまざまな決定をいかなる外的な力にでもなく、わたくし自身に依拠させたいと願う<sup>26)</sup>』。

このようにバーリンは「積極的自由」を、「自主性」や「自己決定」と定義している。これは丸山のいう、「個人的自主性」、「自主的人格の精神」、「一身独立」、あるいは「個人の主体的自由」と重なっているといえる。「自己決定」を行う場合には、それにあたって準拠する規範や理念が個々人の内面に確保されている必要がある。これによって各人はこれまで自身を束縛していた社会通念から自由に主体的決定をなすことができるようになる。このような意味でも、この「積極的自由」は先の「内面的自由」と連結しているといえよう。

論文「前期的」において丸山は、「ナショナリズムは一定の段階に於てまさに個人的自主性の主張と不可分に結合している<sup>27)</sup>」と述べている。丸山においては、「ナショナリズム」と「個人的自主性」（積極的自由）とは密接不可分の関係にあったのである。

また論文「秩序と人間」では、丸山は次のように記している。「秩序を単に外的所与として受取る人間から、秩序に能動的に参与する人間への転換は個人の主体的自由を契機としてのみ成就される<sup>28)</sup>」。このように、「個人の主体的自由」（積極的自由）を契機として

26) アイザイア・バーリン（福田歓一他訳）『自由論』（みすず書房、1971年）319頁。

27) 「前期的」『集』第2巻 230頁。

28) 「秩序と人間」『集』第2巻 220頁。

「秩序への能動的参与」(デモクラシー)が達成されるのである。そこでは人々は、「国家構成員としての主体的能動的地位を自覚」(ナショナル・デモクラシーの意識)することになる。

このように丸山においては、「内面的自由」と「積極的自由」の2つの自由は、ナショナル・デモクラシーと密接に関連していたといえる。

## 5 「消極的自由」とナショナル・デモクラシー

ここに「消極的自由」はどう絡んでくるのだろうか。「消極的自由」とは前稿で述べたように、「政治権力の介入からの自由」である。そしてこのような自由を制度的に保障するのが、近代憲法である。そこには、「信教の自由」,「思想の自由」,「表現の自由」,「人身の自由」などの理念が盛り込まれている。

ここでこの「消極的自由」と、先の「内面的自由」の違いについて述べることにする。後者の「内面的自由」は、その社会に長らく根づいている観念や、その時代の主流の風潮からの自由といえる。それらの観念や風潮に左右されない内面世界の自律である。これは個人の内面や精神のあり方に焦点を当てた規定である。

他方、前者の「消極的自由」とは、他者による干渉からの自由である。これまでの歴史をふり返って、個々人の自由を侵害してきたのが、政治権力であることを鑑みれば、これは第一義的には「政治権力からの自由」といえる。これは個人と、政治権力などの強力な外的存在との関係に着目した規定である。この「消極的自由」は近代市民革命によって勝ちとられたものであり、近代社会の基本原則となっている。

では、丸山においては、「消極的自由」とナショナル・デモクラシーとはどうリンクしているのだろうか。「リベラル・デモクラシー」という言葉に象徴されるように、リベリズム(消極的自由)とデモクラシーとは、近代社会を形成する両軸として調和的に理解されてきた<sup>29)</sup>。しかしながら近年、この両者間の緊張関係が指摘されている。デモクラシーは、特にそれがナショナリズムと一体化した場合には、個々人の自由を侵害する危険性を有しているという議論である。

これまでの丸山研究においても、丸山が集権的ナショナル・デモクラシーを強調するあまり「権力からの自由」(消極的自由)の視点を欠落させているという指摘がなされてい

---

29) 宇野重規は、「自由主義と民主主義の間には緊張関係がありますが、にもかかわらず、両者を結びつけて考えることが、19世紀以来、一般的でした。やがて、『自由民主主義(リベラル・デモクラシー)』という言葉さえ、生まれてきたのです」と述べている。宇野重規『民主主義とは何か』(講談社現代新書, 2020年)186頁。

る<sup>30)</sup>。

しかし前稿「戦中期・丸山眞男の『自由』と『デモクラシー』(2)——その『自由』観——」で筆者が論じたように、当時の丸山が「消極的自由」をポジティブに評価していたことは明白である。

これについて以下で再度、取り上げてみることにする。

丸山は一高の3年生のときに(1933年)、長谷川如是閑の講演を聴講しに行った。しかしこの講演は、始まってまもなく特高警察によって解散させられ、参加者のなかには逮捕される者も現れた。丸山もその一人であった。この逮捕経験を通して丸山は、精神の内側に無限に踏み込んで行く日本の国家権力の性格を痛感するようになる。これを通して丸山が「政治権力からの自由」(消極的自由)の大切さを肌で実感したことは、十分に想像できることである。

さらに丸山はその2年後の1935年に尾崎行雄の演説を聴講し、「われわれの私有財産は天皇陛下といえども法律によらずしては一指も触れさせたまう能わざる」という尾崎の言葉に自由主義の本領を見出し、それに感銘することになった。

このように丸山は、すでに研究生生活に入る前に、「消極的自由」の大切さを肌で実感していた。当時は「思想・良心の自由」が抑圧されていた時代であった。彼は研究生生活に入って8年目に論文「前期的」(1944年)を執筆し、そこにおいてナショナル・デモクラシーをあるべき政治の姿として描くことになる。当時であって丸山は、ナショナル・デモクラシーの強力なはたらきによってこそ、ヨーロッパの近代市民革命によって獲得された「消極的自由」が日本社会においても実現できると考えていたのではなかろうか。また逆に、「消極的自由」が十全に保障された社会においてこそ、市民の間で公論が活発に交わされ、これによりナショナル・デモクラシーが活性化することを期待していたとはいえないだろうか。このように戦中期の丸山にあっては、「消極的自由」とナショナル・デモクラシーとは、相互補強的な関係にあったと筆者は考える。

---

30) 今井弘道は、次のように述べている。

「……このような〈下からの権力形成〉を重視する丸山の民主主義理解は、国民国家の次元を唯一的で排他的な政治的領域、従ってなによりも優先されるべき政治的領域と見る国民主義と結びついている。戦前戦後を通じての丸山の課題は、基本的に、このように国民主義的に理解された国民国家の次元の政治領域において〈下からの権力形成〉を達成することにおかれた」今井弘道『丸山眞男研究序説』(風行社、2004年)22-23頁。

そして今井は、『『民主主義的国家、またその他の民主主義的権力からの自由』を含めた『一切の権力からの自由』を標榜する『自由主義』の復権が図られねばならない』と主張する。同上 25頁。

## 結語

本論文では、戦中期の丸山眞男における「自由」と「デモクラシー」について3回に分けて考察してきた。

最初に、「戦中期・丸山眞男における『自由』と『デモクラシー』(1)——その『近代』評価の転換を中心に——」において、当時の丸山が「近代」をどう評価していたのか検討した。「自由」と「デモクラシー」はいずれも、近代社会の誕生と密接に結びついている概念だからである。そしてこの作業を通して、1936年の論文「国家の概念」では「近代」について否定的に評価していた丸山が、1940年代の諸論文では肯定的な評価に転じたことを論証した。

次に、「戦中期・丸山眞男における『自由』と『デモクラシー』(2)——その『自由』観——」において、丸山の「自由」観についての検討を行った。ここでは「自由」を、「消極的自由」、「内面的自由」、「積極的自由」の3つに分け、丸山がそれぞれの「自由」についてどのように理解していたか考究した。

このなかの「消極的自由」対「積極的自由」という対概念は思想史家バーリンによるものであるが、ここに「内面的自由」という概念を追加した筆者の意図は、「内面的自由」が「消極的自由」と「積極的自由」の両者に重なる部分があると認識しつつも、この3つの概念の独自性を明確にしたかったからである。ここで再度、この概念について整理してみよう。

「内面的自由」とは、その時代の主流の観念に左右されない内面世界の自律であり、これは個々人の内面や精神のあり方に焦点を当てた規定である。他方、「消極的自由」とは、個人と外的存在との関係に着目した規定である。その場合の外部の存在とは、何よりも政治権力を意味する。すなわち、「消極的自由」とは第一義的には、政治権力の介入からの自由であるといえる。「内面的自由」がときの政治権力によって侵害されないためには、「消極的自由」が制度的に保障される必要がある。その役割を担うのが近代憲法である。

次に「内面的自由」と「積極的自由」との関係であるが、バーリンは「積極的自由」を「自主性」や「自己決定」と規定している。これは丸山のいう、「個人的自主性」や「個人の主体的自由」と重なるものである。準拠する規範や理念をその内面に確保した人こそが、これまで自己を内的に束縛してきた社会通念から解放されて主体的決定を行うことができるのである。このような意味でも、「積極的自由」は「内面的自由」と連結しているといえるであろう。

マルクス主義の影響を受けていた丸山は、当初は「消極的自由」(「政治権力からの自由」)を、「ブルジョア的自由」として批判的に評価していた。けれども、一高の3年のと

きの逮捕体験などを通してこの「消極的自由」について、健全な政治社会を形成していくうえで必要不可欠なものとして肯定的に評価するようになった。この肯定的評価は最初の論文「国家の概念」(1936年)にも現れている。

丸山が「内面的自由」や「積極的自由」を重視するようになったのは1940年代に入ってからである。それは丸山がこの時期に、「近代」を肯定的に評価するようになったことと深く関連しているといえる。「近代」に批判的であった論文「国家の概念」(1936年)においては、丸山は、「弁証法的全体主義」をあるべき政治社会像として提示していた。そこでは「個人主義」については、それがファシズム国家観と表裏一体をなしているという理由から、否定的に評価していた<sup>31)</sup>。

しかし1940年代に入って、「近代」を肯定的に評価するようになったことによって、丸山は「個」に積極的意義を見出すことになり、その結果、「外的状況に左右されない内面世界の自律」を意味する「内面的自由」や、「個人的自主性」を意味する「積極的自由」を重視するようになった。もちろんこれには、丸山自身が戦後語っているように、「内面的自由」を重んじる恩師・南原繁の影響もあった。

最終稿の本稿「戦中期・丸山眞男における『自由』と『デモクラシー』(3)——その『デモクラシー』観——」においては、丸山の「デモクラシー」について検討した。彼は「デモクラシー」を、各人が「政治秩序に能動的に参与すること」と定義した。そして、この能動的な主体意識が社会の全構成員に広がっていくための媒介をナショナリズムに求めた。このように丸山にあっては、「デモクラシー」と「ナショナリズム」とは密接に結びついていた。彼はこのナショナル・デモクラシーをあるべき政治の姿として描いていたのである。

本稿の終わりの部分では、このナショナル・デモクラシーと、これまで論じてきた「自由」との連関について考究した。そして、「個」に立脚した「内面的自由」や「積極的自由」がナショナル・デモクラシーの土台になったことを示した。丸山にとっては、ナショナルなものが「個」を抑圧するというようなことは考えられなかった。

では、「消極的自由」(「国家権力からの自由」)はこれにどう絡んでくるのであろうか。

すでに研究生活に入る前から丸山は、逮捕体験(1933年)などを通して「消極的自由」の大切さを肌で実感していた。彼の政治像においては、この自由を欠いた社会はありえなかった。筆者が推察するに、「思想・良心の自由」が抑圧されていた時代にあって丸山は、それが保障される自由な社会を構築するためには、ナショナル・デモクラシーが強力に作

31) 「国家の概念」『集』第1巻18頁。

動することが不可欠な条件だと考えていた。彼は、全国民が政治に能動的に参加することを通じて、自由な社会への第一歩が踏み出されるという展望を抱いていた。丸山においては、ナショナリズムと結合したデモクラシーは、個人の自由や権利を阻害するものではなく、むしろそれらの実現を推進するものであったといえよう。